

平成29年第2回定例会環境生活委員会会議録

平成29年6月21日
午前10時00分～午前11時45分
全員協議会室

出席者氏名

石引 礼穂	委員長	久米原孝子	副委員長
伊藤 悦子	委員	後藤 光秀	委員
糸賀 淳	委員	油原 信義	委員
鴻巣 義則	委員		

執行部説明者

市長	中山 一生	市民生活部長	加藤 勉
都市環境部長	岡田 和幸	市民窓口課長	川村 昭
市民協働課長	斉田 典祥	商工観光課長	佐藤 昌一
農業政策課長	中嶋 潔	農業委員会事務局長	中島 史順
交通防犯課長	木村 博貴	都市計画課長	清宮 恒之
施設整備課長	宮本 孝一	下水道課長	稲葉 通
環境対策課長	富塚 健二	工業団地整備 プロジェクト課長	古山美由起
農業政策課長補佐	酒巻 秀典 (書記)		

事務局

主査 仲村 真一 副主幹 吉永 健男

議題

- 陳情第2号 「運転開始から40年を超える東海第二原発の運転期間延長を行わないことを求める」意見書提出を求める陳情
- 議案第1号 龍ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 議案第3号 平成29年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第1号）の所管事項
- 議案第5号 平成29年度龍ヶ崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて
(和解に関することについて)

石引委員長

ただいまより環境生活委員会を開会いたします。

本日ご審議をいただきます案件は、今期定例会において当委員会に付託されました平成29年陳情第2号、議案第1号、議案第3号の所管事項、議案第5号、報告第1号の5案件です。これらの案件につきましてご審議をいただくわけですが、会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

はじめに、陳情の審査に入ります。

平成29年陳情第2号「運転開始から40年を超える東海第二原発の運転期間延長を行わないことを求める」意見書提出を求める陳情についてです。

事務局に陳情事項を朗読させます。

【事務局朗読】

石引委員長

休憩いたします。

【休憩】

石引委員長

休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、各委員からご意見等がありましたらお願いします。

伊藤委員。

伊藤委員

私の意見としては、この陳情に賛成したいというところで意見を言わせていただきます。

福島第一原発の事故からもう6年3カ月たったわけですが、事故がなぜ起こったのか原因すらまだ未確定です。収束にはほど遠い状況ではないのでしょうか。そして、避難者問題も深刻になっています。いまだ約9万人の方々が避難生活を余儀なくされているわけです。県内でも3,700人を超える人々が避難生活を送っています。

こうした人たちは、ふるさとを奪われ、先の見えない避難生活が長引くもとで被害は本当に深刻化しているのではないのでしょうか。避難指示が解除された地域でも暮らしを支える商店街や病院などなかなか再建がされず、帰還が進まないのが現状となっています。それなのに、今賠償が打ち切れようとしているわけです。暮らしや地域が再建するまで全面的な補償と長期的な支援が必要だと私は思っています。

東海第二原発は、先ほども言われましたように2018年11月に営業再開から40年になるわけです。大変老朽化もしています。東日本大震災で被災し、先ほどもお話がありましたように、圧力容器の劣化なども大変懸念もされているところです。さらに、東日本大震災後は、ここ茨城県を震源とする地震が頻繁に起きていることもあります。原発事故への不安ははかり知れないものがあるのではないのでしょうか。

こうした中、昨年6月には東海第二原発で廃液漏れの事故もあり、日本原電の事故に対する管理がずさんだったことが大変問題になりました。また、今年6月にも日本原子力研究開発機構大洗研究所の開発センター内の燃料棟において、管理区域内の作業中に放射性物質が飛散し、5名の方が被爆するという深刻な事故を招いています。1990年のJOC臨界事故や2011年の福島第一原発事故の教訓が本当に生かされていない、安全対策と危機管理がなされていないのではないかというふうに私は感じています。

今回の事故でも、地元の人たちは多くの不安を感じているところではないのでしょうか。こうした経過を見ても、本当に原発と人々の共存はあり得ないということがますます明らかになってきているというふうに思います。原発は事故の危険性と事故の深刻さが本当に

大変なことが起こっているということが私たちも目の当たりにしたというふうに思います。

今、多くの国民は原発はなくそう、こうした声が広がっているのではないかと思います。私たちは2013年5月から2015年8月から原発ゼロの体験をしていたと思います。そのときに原発なしでも実感できたのではないのでしょうか。こうしたことを教訓に、今こそ原発ゼロに向かうことが大事なことはないかなというふうに思っています。原則40年となっていたその原発の稼働が、原子力規制委員会が認めれば20年の運転延長が可能となったわけですが、しかし、その専門家の方からは安全性に疑問が出されているということも事実だと思います。

東海第二原発は6年間停止しているわけですから、さらに20年の延長というのは、私は考えられないというところです。項目2番目にもありますように、原発ゼロにしたときにその地域の住民の人たちの生活が大変になると思いますので、それはこういう政策を進めてきた国とか県とかが責任を持って、その人たちの生活が成り立つような新しい事業を始めるような手助けをすることということが非常に大事だと思っていますので、県とか国が責任を持って地域経済を支援するというについては当然のことだと思います。

以上のことで、私はこの陳情には賛成したいと思います。

石引委員長

ほかにありませんか。

久米原委員。

久米原委員

私も賛成の立場から述べさせていただきます。

今、お話があった100万人の住民の方の安心安全な環境づくりが何より大切だと思っております。公明党は本当に再生可能エネルギーの利用を強く推進しながら、原発ゼロ社会を目指す取り組みをさまざま行っておりますので、今回の陳情に対しましては賛成をさせていただきます。

以上です。

石引委員長

ほかにありませんか。

糸賀委員。

糸賀委員

この陳情に賛成です。

東海第二原発のことを考えるときに、避難計画とか適合性審査、特別点検等から考えるよりも、6年前の東日本大震災で起きた福島第一原発事故、このことから考えることが大局的には必要なんだと思います。この事故で私たちがよくよくわかったのは、安全が絶対に保証されるということはないということでした。自然災害でよく人工物が破壊されたりして大きな災害に遭ったときに、よく私たちは想定以上の自然災害が起こったというようなことを聞きますけれども、そもそも自然の力に確実な想定等はできないのだと思います。自然の猛威というのは常に、やはり人知をはるかに凌駕していくと思います。

それに加えて、人為的なミスについても絶対に起こさないということは、いろいろなケースを見ても不可能であることは明らかだと思います。絶対に大丈夫ということが言えないのであれば、答えは比較的簡単であると思います。自然災害とかヒューマンエラーが千年に一度のことで二千年に一度のことで、絶対に安全ということが言えないのであれば、私たち人が責任をとれる範囲を知っておくべきなんだろうと思います。

3.11の福島第一原発事故では、この周辺に住む多くの住民の方がふるさとを追われました。二度と戻れない方も多いと思います。福島県では、避難生活からの体調悪化ですとか

ストレスを引き金にした自殺等の震災関連死が、地震、それから津波等の直接死者数を上回っているという報告があります。人ばかりではなくて、飼われていた動物たちも多くが見放されました。

核の圧倒的な力というのは、一度制御できなくなりますと人をはじめ動植物にも大変深刻な傷を負わせますし、地球自体にも深い傷を負わせます。これを私たちが、人が責任をとれる、責任というのを大きく逸脱していると思うんです。ですから、人あるいは地球に深刻なダメージを与えることのない、原子力によるものではないエネルギー開発に徹底的に取り組んでいく必要があると思います。いわゆる脱原発ということだと思います。

翻って、東海第二発電所に目を向けて見れば、3.11のときはぎりぎりのところで大事故を免れましたけれども、今出ている避難計画もいろいろな不備が指摘されています。原子力発電を続けることで発生する使用済みの核燃料をどうするかという問題もあります。いずれにしても、老朽化したこの原発は廃炉にすべきというふうに考えておりますので、龍ヶ崎市議会からも当陳情書のとおり意見書を提出していただきたいと思っております。

以上です。

石引委員長

ほかに。

油原委員。

油原委員

採択の立場で意見を述べますが、私は脱原発というよりも減原発という立場です。原子力施設が稼働していない時期に、ゼロのときに、暑い真夏とか乗り越えたということもありますけれども、現実的にはいろんな規制の中で乗り越えたというふうに私は思っております。基本的には、社会経済活動に影響がないというようなことも検証される中であれば、私は脱原発なんだろうというふうに思いますけれども、まだそれがきちんと検証されていない、そういう意味では減原発という立場であります。

そういう中で、東海原発については基本的に30キロ圏内に90万とも100万とも、要するに人口密集地に非常に近いという施設であるということ、それから日本でも一番老朽化している施設なんだろうというふうに思います。そういう観点から再稼働はすべきではないというふうに考えております。

以上です。

石引委員長

ほかにありませんか。

鴻巣委員。

鴻巣委員

これはこれで採択でもいいと思っておりますけれども、私は原発そのものが反対ではないし、これは60年になるから、古いから、それはそれで賛成するし、いいと思うんですけれども、原発そのものを余りにもゼロ、ゼロとやると、これからそういうところにかかわる技術者が育っていかなくなるし、まして今ある原発をどうするかといったときも、やっぱり優秀な技術者が離れるということも心配だし、今ある原発なり、安全だと認められれば再稼働しても私はいいという立場にいますけれども、今回のこの東海第二だけは40年で古いし、そしてまたさらに20年延長ということはやらないほうがいいのかなという立場で、一応賛成はします。

石引委員長
後藤委員。

後藤委員

油原委員と鴻巣委員に続いて、私はあえて脱原発をずっと推進してきた立場ですので、無条件でこれは賛成の立場で採択したいと思っています。

以上です。

石引委員長

それではお諮りいたします。

平成29年陳情第2号「運転開始から40年を超える東海第二原発の運転期間延長を行わないことを求める」意見書提出を求める陳情につきましては、採択とすることにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

石引委員長

ご異議なしと認めます。よって、平成29年陳情第2号は採択とすることに決しました。休憩いたします。

【休 憩】

石引委員長

休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、議案の審査に入ります。

議案第1号 龍ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

加藤市民生活部長。

加藤市民生活部長

それでは、議案書の1ページ、参考資料A3の資料の1ページと両方お開きいただきたいと思います。

それでは、議案第1号 龍ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてをご説明いたします。

具体的変更内容の前に、今回の条例改正の目的を簡単に説明させていただきます。

新農業委員会制度により、農業委員会の必須業務となった農地利用最適化業務、これは担い手への集積、集約化、遊休農地の発生防止、解消、新規参入の促進、これらに関し国より農地利用最適化交付金が措置されることとなりました。

当該交付金は、従来の農業委員報酬に上乘せする交付金で、農業委員会の積極的な活動を推進するため、農地利用の最適化に係る活動実績及び生活実績に応じ、農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬、活動実績により交付金の3割は基本報酬分への充当が可能となります。そして、担い手への農地集積及び遊休農地の発生防止、解消に関する成果実績により、交付金の7割は能率報酬分への充当が可能、そんな交付金の性格であります。繰り返しになりますが、農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬の財源に充当できるものです。

国の通知では、成果実績に応じて能率報酬分を支払えるように条例を改正しない場合には、最適化交付金の全部、または一部を受け取れなくなる可能性があるとの考え方が示されておりますことから、今議会に、平成28年12月議会で承認を得ました基本報酬に加えて

能率報酬を定めた条例改正案を今回上程したものです。

参考資料A3のほうの資料を見ていただきたいんですが、旧のほうを見ていただきますと、これが12月の第4回市議会定例会に条例改正案として上げたもので、ご承認をいただいた内容なんですが、下線の部分に変更となったところでありまして、農業委員会の会長さんについては月額5万円は同様、会長代理も同じ、同様でありまして月額4万6,000円で、委員については月額4万5,000円、それから農地利用最適化推進委員については新たに月額4万2,000円と、こういう条例改正案を12月議会に上程したわけですが、ただいま説明したとおり、この能率報酬分を条例の中に盛り込まないとその交付金が交付されない可能性がありますことから、今回の見直しでは会長、基本報酬月額5万円に加えて能率報酬、予算の範囲内で市長が定める額、会長代理も同様でありまして、基本報酬については月額4万6,000円、能率報酬については予算の範囲内で市長が定める額、委員につきましても基本報酬月額4万5,000円、能率報酬についても同様に予算の範囲内で市長が定める額、農地利用最適化推進委員につきましても基本報酬月額4万2,000円、能率報酬も同じく予算の範囲内で市長が定める額と、このように今回条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例として、今議会に上程したものです。

説明については以上です。

石引委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

伊藤委員。

伊藤委員

今度新たに能率報酬ということができるわけですけども、この能率報酬は成果に応じてというふうに言われていたんですけども、この一定の成果とは何をもってこの成果というふうに決めるのかについてお伺いすると、もしこの能率給をいただいたときに、返金ということもあるのかどうかについて、2点についてお伺いします。

石引委員長

中島農業委員会事務局長。

中島農業委員会事務局長

では、答えさせていただきます。

成果実績報告、農地の集積面積、遊休農地面積を、各年度農地利用最適化交付金成果実績報告書を策定しまして、県を經由いたしまして最終的には国が判断するというところでございまして、配分については毎年の国の予算額により国の判断で配分をするということでございます。

それと、交付金の返済等があるのかというようなお問い合わせでございまして、農業委員会成果報告、都道府県成果報告の内容に虚偽とか誤りがあった場合、都道府県に対し交付金の一部または全部を返還させる措置を講じることができるということでございまして、都道府県は国から交付金の返還命令があった場合には、交付金を交付した市町村に対し交付金を返還させる措置を講じることになっておりまして、会計検査等が入った場合の措置ということだと思います。

以上です。

石引委員長

ほかにありませんか。

【な し】

石引委員長

別がないようですので、採決いたします。

議案第1号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

石引委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第3号 平成29年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第1号）の所管事項について、執行部から説明願います。

岡田都市環境部長。

岡田都市環境部長

議案第3号 平成29年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第1号）。

別冊をお開きください。別冊の1ページであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,294万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ243億5,294万8,000円とするものであります。

4ページをお開きください。

継続費の補正であります。

追加で商工費、工業団地拡張事業基本計画策定業務委託費、29年、30年の2カ年で総額831万6,000円を継続補正するものであります。

7ページをお開きください。

歳入であります。

県の支出金、民生費、県補助金、災害救助費繰替支弁費交付金（応急仮設住宅分）、応急仮設住宅貸与者の転居費用に係る増額の補正1件であります。

次に、衛生費、県の補助金、自立分散型エネルギー設備導入促進事業費、こちらにつきましては、高効率給湯器エネファームに対する増額の補正であります。5万円掛ける50件ということであります。

加藤市民生活部長

続きまして、その下です。農林水産業費県補助金となります。

経営体育成支援事業費、この300万円につきましては、1経営体が購入するトラクターの費用が補助されるもので、補助率10分の3、上限が300万円となります。

一番下の表です。諸収入の雑入となります。

団体支出金、自治総合センターコミュニティ助成金となります。これは2つありまして、1つが高砂区長会の集会所の建てかえ費用が補助されるもので、補助率3分の2、1,500万円が上限となります。もう一つは龍ヶ崎西コミュニティ協議会の和太鼓等の関連備品の購入費用の一部が補助されるものでありまして、補助率は10分の10、250万円が上限となります。

9ページをごらんください。

歳出です。

総務費の総務管理費、一般管理費、市民行政推進活動費、一番上となります。

これは、今歳入でもご説明しました高砂区長会の集会所の建てかえ費用1,500万、それから龍ヶ崎西コミュニティ協議会の和太鼓等関連備品の購入費用250万の額となります。

岡田都市環境部長

次に、その下で民生費、災害救助費、応急仮設住宅費であります。

先ほど歳入でもお話したとおり、応急仮設住宅貸与者の転居費用に係る増額の補正であ

ります。

その下、衛生費であります。10ページをお開きください。

環境衛生費、環境行政推進費でありまして、高効率給湯器エネファーム、当初予算が100万円で見込んでおりましたけれども、急遽県の補助金が増額となったことから補正をするものであります。

加藤市民生活部長

続きまして、農林水産業費、農業費、農業振興費、農業経営基盤強化促進対策事業、負担金、補助及び交付金の補助金の経営体育成支援事業、これも先ほど歳入でご説明しましたとおり、1経営体のトラクター購入費用の補助となります。

岡田都市環境部長

商工費です。

商工業振興費、工業団地整備事業、先ほどもご説明しましたけれども、平成29年と30年、2カ年度策定事業で、工業団地拡張事業基本計画の策定の3割以内の前払金の増額補正であります。

加藤市民生活部長

続きまして、その下です。

観光物産事業、負担金補助及び交付金、交付金、観光推進事業、これは稀勢の里の横綱誕生を記念して、第72代横綱稀勢の里オリジナルフレーム切手が販売されますことから、観光物産協会としてもその切手フレームを購入販売する事業を予定しており、その購入費用を助成するものです。

なお、売上につきましては市の雑入の物産品等販売手数料として、売上手数料として1フレーム、1つのセットとして1,700円で販売しますので、そのうちの7%は観光物産協会の収入となりまして、残りの実質の購入分の93%分が市の歳入として入ってくるようになります。

岡田都市環境部長

その下の土木費です。

公共下水道費、公共下水道事業特別会計繰出金であります。

歳入の社総交の増額に伴い、一般会計からの繰出金300万円の増額補正であります。

その下、公園費であります。

都市公園管理費、委託料でありまして、こちらにつきましては龍ヶ岡公園駐車場整備のための測量実施設計、地質調査費用等の増額補正であります。

以上であります。

石引委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

後藤委員。

後藤委員

11ページの都市公園管理費の駐車場整備のことですけれども、先日のご説明のときに250から300台分の駐車場を考えているということだったと思うんですけども、何台と言われましてもイメージが僕わからないので、お聞かせいただきたいんですけども、あそこの広場とかスペースに関して、全体的に全面的に駐車場にされるのか、また、いつごろ完成というか、考えていらっしゃるのかをちょっとお聞かせください。

石引委員長

宮本施設整備課長。

宮本施設整備課長

現在、詳細な測量はできていませんので図面上の面積を計算しますと、約6,000平米ほどの芝生の広場になっている場所がございます。そちらの整備を含めると車1台当たり15平米ですので、約400台が単純な計算上は出ます。ただ、そこへ車の駐車場ですので通路を設けますので、約4割減いたしますと160台分が減ることになりますので、約250台から、区画の計画によっては300台まで確保できるかなと。

あそこも公園の一部でございますので、そういった中で整備に当たってはある程度の景観も考慮していかなければいけない場所かなというようなところで、専門家のほうへ実施設計を委託して、その図面をもとに今後茨城県の河川課との協議に入っていくところでございます。

以上です。

石引委員長

後藤委員。

後藤委員

ありがとうございます。

今のご説明の中に、しっかり景観のほうも考慮していただけるということだったんですけども、あそこはよく結構地域のウオークラリーというか歩け歩け大会みたいところでコースで使っていたんです。裏から入ってきて、たつのこやまぐるっと回ってなんてやったりしていたので、そういった、全部アスファルトになっちゃうのかなというイメージと、また先日ぜひドッグランつくってくださいよなんて言ったこともあったので、せっかくですからああいう芝生の部分もとっておけるような方向で、ぜひ進めていただきたいというふうにお願ひだけしておきます。

以上です。

石引委員長

ほかにありませんか。

糸賀委員。

糸賀委員

それでは、今と同じところなんですけれども、あの場所なんですけど、北側のほうは破竹川ですか、ちょっと水が流れていたりして、今の時期ですとアジサイが咲いていたりして、それなりに整備すれば、ちょっと手を加えればすごく雰囲気の良いところなんだろうと思います。そういった意味からすると、あそこのようなところで、今駐車場を計画しているところで、お弁当を食べたりするような、ピクニックですとか、後藤委員おっしゃられたドッグランなんかにも比較的向いている場所なんじゃないかと思って、あそこが駐車場になるというのは少しもったいないなということで、駐車場の必要性について少し伺いたいと思います。

今現在の駐車場台数と、それから駐車場の不足状況、それからその不足していることに対して市民からの要望とか不満の声、こういったものがあつたらお聞かせいただきたいんですが。

石引委員長

宮本施設整備課長。

宮本施設整備課長

まず、現在の公園の利用状況でございます。

現在、年間約10回の大規模なイベントが開催されております。その中でも代表的なものが桜まつり、これが約6,000人規模の集客となっております。現在、龍ヶ岡公園の中にある駐車場としての台数としましては、65台分しかございません。そういった中、イベント開催時には、さんさん館の駐車場や陸上競技場の駐車場をイベントの主催者のほうがお借りして、そちらへとめて賄っているところがございますが、なかなかそこもすぐに満タンになりまして、さんさん館から体育館までの間の道が渋滞を起こしているような状況でもございます。

なお、お借りしているさんさん館とフィールドのほうの駐車場からお客様が龍ヶ岡公園のほうへ移動する際に、さんさん館のところには信号機がついた横断歩道はあるんですが、全ての方と言っても過言ではないんですが、あの道路を横断して危険な状態になっているのが事実でございます。

そういった中、総合運動公園を計画しているときのイベント開催時、集客ということで、そちらの計算式を参考に、私のほうでちょっと計算させていただきまして、商工観光課のほうからの報告で桜まつりが大体6,000人から7,000人の集客ということで、そちらの6,000人が集まったときの必要台数、龍ヶ岡公園での駐車場の必要台数、そちらを計算しますと、300台分の駐車スペースが必要となるというような計算が出ております。実際、現在65台分、公園としての駐車場は65台分しかございませんので、あと約250台が必要になるかなと。

あとついこの前、たつこのフィールドのほうで流通経済大学と早稲田大学のラグビー、そのときに龍ヶ岡公園のほうでは竜K O I 舞祭りが開催されまして、体育館の駐車場、野球場の駐車場、フィールドの駐車場、それからもちろん龍ヶ岡公園の駐車場全て満車となりまして、テニスコートの下につくってある駐車場も満車となりまして、急遽臨時的な対応でたつこのスタジアムのバックスクリーン後ろにある山林の中へ車を押し込んで対応したというような状況も発生しているところです。

以上です。

石引委員長

糸賀委員。

糸賀委員

ありがとうございました。

桜まつりが六、七千人で、駐車場台数としては300台ぐらい必要だと。公園の駐車場台数としては65台、ただ現実的にはそのたつこのフィールドの臨時駐車場ですとか、さんさん館の駐車場ですとか、場合によってはスタジアムのほうの駐車場なんかも使って、それなりに賄ってはきたんじゃないかと思うんです。ただ、ほかのイベントというか、フィールドを使ったりとか、スタジアムを使ったときの重なったとき、これは明らかに足りなくなってくるというのは明らかじゃないかとは思いますが。

ただ、現実的にはどこにもとめられなかったときに、近くの商業施設、ホームセンターありますよね、あそこも土日で割と車がとまっていて、実際店の中に入ってみるとそれほどお客さんがいないということが多いものですから、多分あの辺にもとめていられん方なんかも多いんじゃないかと思えます。多分、日曜日は済生会の駐車場なんかも利用されているんじゃないかと思うんです。ということであれば、そういう民間の施設なんかも含めて、その周辺の駐車場全体で考えて何か計画ができないかなというか、民間とは契約なり協定なりを結んで使えるような、ただじゃなくても使えるような、そういうことは考えられないかなと思うんですけれどもいかがでしょうか。

石引委員長

宮本施設整備課長。

宮本施設整備課長

民間の駐車場を利用ということでございますが、済生会は日曜日休診日に当たりますので、台数制限での利用することは可能かなと。一応救急病院ですので、それなりの来客、日曜日でもあるかなと思われま。あと入院施設もございますので、お見舞い客云々の台数、その辺は病院としては常時あけておく必要があるのかなというような考えは持っております。

それと、商業施設につきまして、その商業施設を営むために必要な台数で駐車場を設置されていると思われま。そこへ土日の開催時、一番お客さんが来るときに借りるということがなかなか難しいであろうと判断して、現在足りない分をどうしようかという中で、この龍ヶ岡公園の芝生広場の一部、6,000平米ほどを計画させていただきました。

なお、今回急に補正予算のほうで上げさせていただいたのは、実際に河川協議というものが時間を要することになるんです。図面ができて、どういうものをつくってという、まず河川ですので、河床の高さという一番やっかいな問題が出てきますので、その辺の詳細測量がないと協議にも入っていけない状況になりますので、とりあえず図面を作成して、こういった施設をつくっていかどうかを協議していかなければいけない状況で、なおかつ31年には茨城国体が、龍ヶ崎では柔道が開催されるというようなことにもなりますと、また駐車場の問題が国体開催前に出てきてしまうのかなと。国体のためにつくる駐車場ではございませんが、あくまでも公園利用者、こちらの危険性の回避と必要台数が少ないということで、今回急遽補正のほうで上げさせていただいた状況でございます。

以上です。

石引委員長

糸賀委員。

糸賀委員

ありがとうございました。

最初のふるさと龍ヶ崎戦略プラン、ここに書いてあることで、最小の経費で最大の効果を上げるといったようなことが書かれています。そういった観点からすると、この駐車場、今お聞きしたいと思うんですが、工事費用がどのくらいかかるかわかりませんが、もう少し広い視野で余りお金がかからないようなことも考えたほうがいいんじゃないかと思ひます。工事費については大体概算どのくらいかかる計画でしょうか。

石引委員長

宮本施設整備課長。

宮本施設整備課長

工事費につきましては正式にまだはじいていないというか、ボーリング調査を行っていないと杭の長さ等が想定できませんので、そちらのほうの金額等を私の経験値の中の概算でいきますと、7,000万から8,000万、ただそのやり方も茨城県の河川課との協議、河川区域に入りますので、それが杭が必要な擁壁をつくるべきかつくらざるべきかによってはかなりの金額が出てくることとなります。また、平地部分、駐車場になる部分につきまして、こちらは原材料費における当課所属の施設管理事務所のほうの作業になることとすると、原材料費のみという形にもなってきます。

石引委員長
糸賀委員。

糸賀委員

概算で七、八千万、そうすると今回の設計費用等と合わせると8,000万から9,000万、1億近くかかってくるんだと思うんです。この費用と市民のための公益に資するかかどうかという観点と、交流人口増なんかに寄与できるのか、あるいは駐車場が増えることによってイベントを中心とした最大の駐車場台数が必要かどうか、この駐車場のあり方についての考え方みたいなのもよく考えたほうがいいんじゃないかなとは思いますが、最終的にこれが交流人口増だとか、市民のためになるんだということであれば私も反対しないつもりなんですけれども、この辺確実にそういう市民のためになるとか、交流人口増につながるとかいうことは、どうですか市長、言えますかね。

石引委員長
中山市長。

中山市長

先ほども説明ありましたが、とにかく施設が複数あって重ならなければ、それなりに収容できる駐車台数はあると思うんですが、当然全施設で大きなイベントがある可能性もあるわけですので、そのときに主催者側が駐車場が足りないという前提があれば、もう会場として選んでもらえなくなるということもございます。そして、私たち市民からしてみると、あの運動公園、あの公園はいつ行っても車とめられないからもう行きたくもないよと、行ってもしょうがないよという感覚になってはいけないと思っております。

そういうことで、駐車場政策というのは本当に最大を準備するというのはなかなか難しいとは思いますが、幾つかの想定の中で最低限これぐらいはないと主催者側にも理解をいただけないし、足を運んでくださる市民の皆さんが、あそこならいつ行っても駐車場とめられると進んで行きたくなるような、それだけの余裕を持った駐車台数というのは私は必要であると考えておりますし、それを確保することによって、今糸賀委員がご指摘いただいたような効果も当然出てくるだろうというふうに考えております。

石引委員長
ほかにありませんか。
伊藤委員。

伊藤委員

9ページの市民行政推進活動費なんですけれども、コミュニティ助成事業ということで先ほどお話があったんですけれども、こういう助成事業について、こういうものがあるんだということは各コミュニティのほうで知っていることがあるのかどうか、自分たちで補助金があるから申請するのかどうか、それともちゃんとこういうものがありますよ、ちゃんと利用したらどうですかみたいな、そういう啓発があるのかどうかについてお聞きしたいと思います。

石引委員長
斉田市民協働課長。

斉田市民協働課長

コミュニティ助成事業の周知についてでございますが、こちらにつきましては、いわゆる事業団体となっております区、自治会、町内会等のいわゆる住民自治組織の代表者の

方々、龍ヶ崎市では179団体ございますが、そういった代表者の方にはこの区、自治会、町内会の活動の手引きというのがございまして、こちらの中でこういった制度があるので、もし検討される場合はご相談くださいといったようなことで周知してございます。

また、そのほか中核的な地域コミュニティ組織のほうでも、いろいろ今回龍ヶ崎西地区からも出ておりますように、そういったことでこういった助成事業、有効活用していただきたいというようなことでの周知を行ってございます。

また、そのほかの各コミュニティセンターの正副センター長等の会議が月1回、定例的に連絡調整会議といったことでやっているんですが、そういった場でも広くこのコミュニティ事業をぜひ活用していただきたいので周知願いますといったことで、周知を行っているところです。

以上です。

石引委員長
伊藤委員。

伊藤委員
わかりました。

それと、先ほど同じ9ページの応急仮設住宅のことなんですけれども、1件転居ということだったんですけれども、この使用料及び賃借料の中身を教えていただきたいのと、あと応急仮設住宅に入っている件数、わかったら教えてください。

石引委員長
清宮都市計画課長。

清宮都市計画課長

まず、使用料及び賃借料の内訳でございますが、住みかえに伴います1カ月分の家賃、これはどうしても被りますので、1カ月分は見るしかないということです。今住んでいるところに加えて、1カ月分が必要になるということです。それと、退去修繕費の負担金が12万円、これ2カ月分の家賃なんです、いわゆる敷金に当たるものです。それと、仲介手数料、これが3万円計上されております。あと役務費のほうに2万1,000円ということ、これは火災保険料ということになっております。内容は以上です。

現在、応急仮設住宅にお住まいになっている方なんです、龍ヶ崎市内には4軒お住まいになっていらっしゃいます。

以上です。

石引委員長
伊藤委員。

伊藤委員

稀勢の里の切手シールを販売するということなんですけれども、たしか500セットというお話だったと思うんですけれども、500セットだから混乱することはないと思うんですけれども、意外と人気があると思うので、観光物産のところで販売するということなんですけれども、販売の方法があれば教えてください。

石引委員長
佐藤商工観光課長。

佐藤商工観光課長

販売の方法でございますが、1つは佐貫駅東口でございます観光物産センターを考えております。また、龍ヶ崎市観光物産協会でも市外、県外、こちらに出店する際にもそれを持参しまして、販売をしていこうと考えております。

以上です。

石引委員長

伊藤委員。

伊藤委員

そうしますと、物産センターで売る枚数というのはそんなに多くないということで、そんなに混乱がないというふうに考えていいのでしょうか。

石引委員長

佐藤商工観光課長。

佐藤商工観光課長

詳細は観光物産協会の理事会の中で、もしくは役員会の中で考えていくことでございますが、佐貫のほうでもそれなりの枚数は置こうという考えでおります。

以上です。

石引委員長

ほかにありませんか。

油原委員。

油原委員

11ページ、観光物産事業です。今の稀勢の里の切手の件でありますけれども、観光PRというか観光推進ということで、事業として理解をするところでありましてけれども、交付金事業という性格の中で、要するに市が本来やるべきなんだけれども、他の団体にやっていただきましょうということで、交付金余ったら返さないよというのが基本的な交付金事業ですよ。聞くところだと79万1,000円を交付して、79万1,000円は戻ってくるということ、戻入されるということです。こういう事業の交付金なんていうのは聞いたことない。ですから、交付金としてはなじまないんだろうというふうに思うんですが、交付金事業の考え方について伺いいたします。

石引委員長

佐藤商工観光課長。

佐藤商工観光課長

今委員からおっしゃられましたように、地方公共団体が特定の目的を持って交付するとき、事業や事務を他の者に行っていただくときに、その財源として交付するというものであると認識しております。今回は、当市の観光PR事業、あわせて龍ヶ崎育ちの横綱稀勢の里をあわせてPRしていきたいということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

石引委員長

油原委員。

油原委員

事業としては賛成ですし、ただ交付金という性格上、基本的にはちょっと疑問があるのかなと、担当もその辺は十分わかっているのかなというような気がいたしますけれども、その辺は今後もありますから、よく検証したらよろしいかと思えます。

それから、もう一点です。

先ほど、都市公園管理費について糸賀委員からいろいろとご質問がありました。私もいろいろなスポーツイベントの中であそこを使わせていただいているということ、お話もありましたけれども、あの公園を使うのは年10回ぐらい、でも相当な人数が集まるといのは年に4回程度の事業だと私は思っているんです。これだけの事業であれば、全体的な駐車場というようなことで十分やって、問題ないとは言いませんけれどもそれなりに支障なくやっているというのは現状ですよね。

先ほどラグビーの早稲田の話しましたけれども、あれ早稲田だからそんなに来ているので、年に1回程度ですよ。公園のイベントと運動公園のイベントがぶつかったときにごうだという話なんです。これは、従来からそれなりに絶対量は足りないんですけども、私の認識不足かどうかわかりませんが、一緒になって事業をやったときに、じゃ、その支障はあったんだろうとは思いますが、苦情があったかといったらコンビニぐらいなんです、言われるのは。だから、やっぱり結構はけている部分というのはあるんです。

だから、マックスで用意するということはやっぱり考えられないので、市長さんもそういうお話がありましたけれども、どの程度で駐車場を確保していくかということです。先ほどの課長から言う公園でのイベント時で300台不足するよと、300台は十分あの辺で対応しちゃいますのでそんなに問題ないだろうと。ただ、全体的に駐車場をそれなりに確保していくということは、私もそれなりに賛成はするものでありますけれども、基本的に場所です。全体的に公園を潰して駐車場をつくるというのはちょっといかがなものかなと。

だから、野球場の隣とか、隣接ですよ、結構使う人というのはぜひに言うんですよ。公園でいろいろやっているときに、テニスの駐車場といったら遠いから苦情言うんですよ、ないなんて。ないんじゃないんですよ、見てみるとあいているんですよ。遠いからなんですよ。そういうことも、あまりそういう方には言えないんですけども、現実的にはあいている部分はあるんです。

だから、全体的に駐車場を確保していただけるということであれば、公園を潰すということではなく、技術的にどうかわかりませんが、今の駐車場、テニスコートの駐車場の先を考えるのか、野球場の脇ですよ、先を考えるのか、そういう形の中でできれば確保していただきたいなというふうに思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

石引委員長

宮本施設整備課長。

宮本施設整備課長

今、油原委員のほうからご提案がありました野球場バックスタンドの後ろ側の山林部分ということ、今現在破竹川に設置されているテニスコート脇の駐車場からまた下流側というところ、そこだけで限定させていただいて説明でよろしいですか。

私もここを選定するに当たって、やはり龍ヶ崎市での土地である場所が検討の課題の1つとして入れておきました。まず、野球場のほうのところに関しまして、出入り口の問題、県道八代庄兵衛新田線からの出入り、あそこの交差点改良が今度右折レーン、左折レーン、全部含めて野球場の奥へ駐車場を整備していくときに、まだ県警のほうとの話はしていませんが、多分、今までの経験上左折のみ、駐車場から出るときはもう左折のみじゃないとあそこの出入りはそういう駐車場としての活用はさせていただけないかなと。実際、今ニュータウン区域の中にあるパン屋さんとか、クーロンヌですか、あの辺も全部ガード

マンをつけて左折のみでの出し入れをしていると思うんですけども、その状態になりません。

これは、多分そういう状態になる中でそこへつくったときに、まず縦断勾配と長峰方面へ行ったときのカーブ、あれによって県道を通るほうの車の視距離が確保されていないのが現状なんです。見通し距離です。運転者による視距離というのが道路つくるに当たって重要な問題になるんですが、そちらも確保されない中での交差点をつくっていくというのは、ちょっと危険があるのかなというような判断はしたところでございます。

それと、調節池の中は全てで、そちらをやった場合に、今現在の駐車場から先には1本水路が横断しております。そちらを橋をかけるような状況になると河川協議が、またこれ難しい話にもなるし、橋1本だけで現在計画予定されたところの工事予定、橋1本だけで2カ所ぐらいできちゃうのかなというような想定もつくところでございます。

その先の今現在の調節池の状態については、私どもあそこの草刈り等の管理を県から委託を受けて行っているところなんですけど、超軟弱地盤地帯でございまして。そこを人が歩いて草刈りするにもかなり足が潜ってしまう、それを刈ったやつを集草するための俗に言うユンボというんですか、機械、あれで集草を入れていったところ、運転席まで潜ってしまったというような実態があります。そういった中での地盤改良、駐車場を整備するための沈下を抑制するための地盤改良、これは深層混合処理法しかないもので、何十億という金が入っていった場所になっているのが状況でございまして。

あと、近隣の済生会病院とか、先ほど糸賀委員の話にもありました商業施設、コンビニからだけの苦情ということも先ほど油原委員がおっしゃっていたんですが、実際のところ山新さんからも苦情は受けております。そういった状況もあります。

以上です。

石引委員長
油原委員。

油原委員

プロですからいろいろな検討はなされているということでもありますけれども、野球場隣接地について交通手段云々というのは、だっていつの段階でも私どもイベントやるときにはちゃんとガードマンつけていますから。そういうイベントは何回もあるわけじゃないので、そういう中でやるとかという努力もしていると。野球場の中での移動というのはそういう臨時駐車場的な話でしょうから、だから中での移動というのはできるわけですよ、アクセスさせれば。基本的にはほかにはないかどうか、ひとつ十分検討していただいて、どうしてもここだということであればそれはやむを得ないだろうと、結論ありきでひとつやらないで、十分検討していただきたいと思っております。

石引委員長
中山市長。

中山市長

ちょっと補足というか、1つだけご報告も含めてお話させていただきますけれども、やはりどうしても近くて便利なところに、どうしても車で移動する人はとめたがるというのがありますので、その辺も配慮していかなければ、利便性を感じていただけなくなるような駐車場整備にならないのかなというふうにも思っています。

先ほど糸賀さんの質問のときに言おうと思ったんですけども、場所が運動公園でなくて文化会館なのでちょっと言わなかったんですが、1つだけ報告させていただきたい。せっかく委員会の機会ですので報告させていただきますが、昨日、自主防災組織のリーダー研修会がありました。県南、県西地区からそれぞれの地域の自主防災組織の方々がたくさ

ん集まってくださいました。600人近く、600人超えていたのかな、1階席も空席がまばらにしか見えない程度でありましたが、まだまだ2階席もありますので、自主防災組織の方が入れる余裕があったんですが、県と水戸地方気象台と龍ヶ崎市が主催になって県の担当者の方に聞いたら、もっと本当はたくさん来られる、来たいという方がいらっしやったんですけれども、駐車場の台数が足りないので制限をさせていただきましたという大変残念な言葉を伺いました。

やはり、駐車場台数があればもっとたくさんの方が来て、有意義な研修会に参加できたんだなと思うとまことに残念でならないことでもありますので、文化会館に関しては本当にマックスの駐車場台数の確保をしてもいいぐらいではないかなと思います。これも難しいとは思いますが、それぐらいの姿勢はこれから見せていかないと、利用者の方々に利便性を感じていただける、そういう施設になっていかないのではないかなというふうに考えております。

以上です。

石引委員長

油原委員。

油原委員

市長のお話も理解できないことはないんですが、基本的に駐車場が足りない、だから駐車場をつくるということでは、やはりそれは行政としてはちょっと少し片手落ちなのかなと。全体的な公共交通のあり方というのは何なんだということを考えないと、総合運動公園の話しますけれども、あそこで高校の大会だなんだと、これ特殊ですから常磐線使ってくるわけですが、そんな意味ではあそこ結構バスがありますので、関東鉄道なんていうのはそういうときに増便してくれて、佐貫駅からとか、そういう全体的な公共交通のあり方、使い方というのもやっぱり考えないと、近くの方は自転車、歩いて、市内の方はできればバスを使っていたらとか、そういうことのPRをしながら、公共交通の使い方とか、あわせて検討すべきなんだろうというふうに思います。

以上です。

石引委員長

ほかにありませんか。

鴻巣委員。

鴻巣委員

駐車場の話にも出ていましたけれども、私も近くに住んでいるけれども、いや、駐車場足りないと思いますよ。私も本当にあそこ照明灯も今度はつけて、大きな大会をやろうとしているし、それから野球場だってできれば高校野球の大会なんかもやってほしいし、そのために駐車場が少ないからとか観客席云々もあるけれども、駐車場はたくさんあればそれに越したことはないし、それで連休のときかな、5月に孫が来たので、たつこのやまへちょっと連れて、人いっぱいでした。本当に駐車場もさんさん館のところもとめるところないほど、たまたまプールというか、少し水が垂れているところで子どもも喜んであそこで遊んだんですけれども、それでその前にたつこのやま登っていったら、高いところに犬のふんが、子供小さいから見つけたんだよね、滑っておりろと言ったらこんなところ歩けないと。

だから、先ほど話したけれども駐車場つくったらその先ドッグランつくるぐらいにやっで、犬が入れないとかするぐらいして、そうすればもっと人集まると思うよ。だってふだんだってあの滑り台のところいっぱいだもん、孫来ると連れていくけれども、本当に列をつくって並んでいるし、あれだって反対した人いるんだからね、高いとか、じゃ、6,000

万とっておけばいいと、じゃ、その6,000万今持っていたからって何になるのよと、あれ作っただけで今人が集まってきているのが現実で、それから照明灯だっつけてこれから大きな大会をやろうということで始まっているんだから、これは市も大きな大会やるためには駐車場は必要なんだからちゃんとやるべきだし、きちんと整備してくれないといろんな大会開けないでしょう、呼ぶほうだっ。

だからこれは、そういうようないろいろな委員さんのいろいろな意見はあるけれども、近くに住んでいて渋滞も少なくなるんですよ、駐車場が広ければ。駐車場が少ないから渋滞も多くなるし、近所からの苦情も来るんだから、そういうことを考えても本当に駐車場をつくってもらって、それで下から上がっていけるように、本当に、あわせて先ほどの話じゃないけれども、先のほうに駐車場はもちろんつくるのは当たり前だけれども、ドッグランでもつくってもらって、あの公園に犬入れてほしくないぐらいに思っていますので、ぜひそういうことも考えてくれれば、子供らをゆっくり遊ばせられるので、孫来たときも、そういうことも含めてぜひつくって進めてください。

それと、いいですか続けて。そのことは別にそれだけですから、私の考えだけですから。ちょっと違う話なんですけれども、11ページです。

経営体育成支援事業、農家にトラクターの補助をしていましたけれども、これとりあえずどんな流れでやるんですか。例えば、先ほど言ったように自治関係者みんな集めて、こういう補助がありますよとやっていると言っていましたけれども、この流れ、ちょっと教えてください。

石引委員長

中嶋農業政策課長。

中嶋農業政策課長

この事業の内容ということでご説明さしあげます。

まず地域の担い手の育成、確保、推進するため、地域の担い手に対しまして農業用機械等の導入を支援する事業ということでございます。

国の補助事業を活用するというごさいます、補助率、先ほども部長のほうから説明がありましたが、10分の3、担い手上限が1経営体当たり300万ということでございます。こういった事業につきましては、皆さん農業機械を更新したいということでご相談があった場合、いろいろな補助事業がございますので、そういったものを紹介、さまざまな要件がございますので、そういったものに合致するかどうかということをお話を聞きまして、そういった機械導入の要望というものを受け付けしているというような状況でございます。

石引委員長

鴻巣委員。

鴻巣委員

相談があったときに出すということでいいんですか。

例えばいろいろ決まりがあると思うんだよね、認定農家とか、いろいろ大きくやっている人とか、ただ、これ、どなたにあれですか、名前もしあれでしたら。

石引委員長

中嶋農業政策課長。

中嶋農業政策課長

こちら予算に関しましては、当初予算におきまして2つの経営体への補助ということで予算計上させていただきまして、当初予算ご承認いただいたわけですが、それも農業機械導入に対しての補助要望ということで3経営体からございまして、県の農林事務所ですか、県のほうに相談しましたら、今般1経営体分の増額ということで、300万補正予算ということで計上させていただいたところでございます。この3つの経営体、3経営体、農業者なんですけれども、全て大宮地区の方ということでございます。お名前に関してはちょっと控えさせていただければと思います。申しわけございません。

石引委員長

鴻巣委員。

鴻巣委員

それから、これ300万ということは、例えば今3分の1ということだから1,000万の上での金額なんでしょう。とりあえず、金額は幾らのトラクターなんですか。

石引委員長

中嶋農業政策課長。

中嶋農業政策課長

こちら3経営体の方からですと、トラクター1台、それからコンバインが2台ということで、農業用機械としては3台ということでございまして、大体全て各トラクター、コンバインともに大体導入経費が1,200万ぐらいになります。

石引委員長

鴻巣委員。

鴻巣委員

だから、1,200万ぐらいだから1,000万円として3分の1、300万だろうということで、これはわかります、当然そうなるけど、ただ、これはまだ補助していないから買うわけじゃないだろうけれども、例えば我々が車を買うとき、例えば定価300万で買う、300万の見積もりや何か出てきますよね。だけれども、実際買うときはこれは領収書で調べるのか、それから、例えば、全員が多少まけないかなとやると思うんだよね、これ心情として。その金額が大きければ大きいほど。そうすると、そういうときの領収書とか、こういうのを調べるのか、それから県に出すんでしょう、県の補助ですから、それからここで見るんでしょうけれども、そういうことはどういうふうになっているんですか。

石引委員長

中嶋農業政策課長。

中嶋農業政策課長

こちら、購入する際には最低3社から見積書をとって、その見積もり合わせを実施しまして、最低価格のところと売買契約等を結んで進めていくわけですが、当然、県のほうにも届け出、書類のほうを上げるような形になりますが、補助事業に着手しまして、その後いろいろ納品をされた後ですけど、検査をしまして、竣工届ということで県のほうに書類を提出しますけれども、その添付資料の中に経営体が実施した物品検査調書、それから農業機械の写真、それから見積もり合わせの顛末書、それから最低3社から見積書、それから物品売買契約書、納品書、それから財産管理台帳なども添付して県のほう

うに報告というような形、通知を出して進めています。

石引委員長
鴻巣委員。

鴻巣委員

言っていることわかるし、行政だから間違いないと思うんだけど、ただ、これちゃんとした領収書確認してやっているのかというだけを知っているだけで。それから、今までこういうのは必ず名前出していたよ。別にそれだめだと言っているわけじゃないんだから、これ名前はつきり出すべきじゃないですか。

石引委員長
加藤市民生活部長。

加藤市民生活部長

私が言うのもおかしいんですけども、申請書の名前、委員会で出せるのかどうかちょっと確認だけとらせていただきます。

石引委員長
暫時休憩いたします。

【休 憩】

石引委員長
休憩前に引き続き会議を再開いたします。
中嶋農業政策課長。

中嶋農業政策課長

大変申しわけございませんでした。

先ほどの3経営体の名前の件なんですけれども、以前横田農場ということで、こちらのほうは、こういったところで何かお話しあげたということございました。それについては、法人ということで個人情報のものではございませんので、お話しあげたということでございます。今回につきましては、全て個人の方の購入ということでございますので、補助事業ということでございますので、個人情報というか、そうしたものににかかわってきますので、大変申しわけございませんがご理解のほどよろしく願いいたします。

石引委員長
鴻巣委員。

鴻巣委員

わかりました。それはそれで、だから先ほど言ったようにきちんと幾らで買ったのか何かということだけは、書類はきちっとそろってくるんだろうけれども、ちゃんと確認だけきちんとやるようにお願いします。

石引委員長
中嶋農業政策課長。

中嶋農業政策課長

実績報告の中で、要はこちら融資も絡んでくることもありますので、融資の実行証明書とか、それからメーカーからの請求書とか、それから全て支払った分について全て確認をしまして、書類等も取り寄せて、それを実績報告というような形で県のほうに報告してまいりますので、よろしくお願いいたします。

石引委員長

ほかにありませんか。

【な し】

石引委員長

別がないようですので、採決いたします。

議案第3号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

石引委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第5号 平成29年度龍ヶ崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、執行部から説明願います。

岡田都市環境部長。

岡田都市環境部長

議案第5号 平成29年度龍ヶ崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。

別冊をお開きください。別冊の23ページであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億8,500万円とするものであります。

26ページをお開きください。

地方債の補正であります。

変更で、公共下水道事業の起債の限度額を1億6,370万から1億9,070万に増額補正をするものであります。

次に、29ページをお開きください。

まず、歳入であります。

国庫支出金、下水道整備費国庫補助金、社会資本整備総合交付金であります。

国の社総交の交付金増額に伴い増額補正をするものであります。

次に、繰入金、一般会計繰入金、公共下水道事業費等の繰入金、一般会計からの繰入金増に伴い増額補正をするものであります。

その下、市債です。

下水道事業債、公共下水道事業債、国の社総交付金の増額に伴う起債の増額補正をするものであります。

次に、歳出であります。

下水道費、公共下水道整備事業費、公共下水道改築等事業、西坪幹線管渠改築工事であります。

こちらにつきましては、国の国庫補助内定による増額工事であります。

以上であります。

石引委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

【なし】

石引委員長

別がないようですので、採決いたします。

議案第5号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

石引委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）執行部から説明願います。

加藤市民生活部長。

加藤市民生活部長

議案書の24ページです。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについてです。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

25ページをごらんいただきたいと思います。

実際の和解に関する内容についてでございますが、平成29年4月15日午後1時30分ごろ、牛久市遠山町514番1の駐車場内において、当市が設置したカーブミラーが強風により支柱の基礎部分から倒壊しまして、同駐車場に駐車中の龍ヶ崎市在住の方の小型乗用車に衝突し、詳細に言いますとボンネットとヘッドライト、その部分が損傷したもので、損害賠償額22万1,114円となっておりますが、過失割合につきましては市が100%、相手方がゼロ%となります。

石引委員長

執行部から説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

伊藤委員。

伊藤委員

老朽化して強風で倒れたのかなと私の感じなんですけれども、例えばこういうカーブミラーの設置状況というか、そういう検査というのはしているのかどうかお伺いします。

石引委員長

木村交通防犯課長。

木村交通防犯課長

設置後の検査についてはしておりませんので、基本的に原則としては申請者となる住民自治組織等が管理していただくような形になりますが、そのほかにも、もちろん市の職員が外に外出したときに管理するとか、見ていただくようなこともお願いはしているところでございます。

以上です。

石引委員長
伊藤委員。

伊藤委員

ただ住民自治組織がそこまでやっているというふうを受けとめているのかどうかという事は非常に心配なんですけれども、ただやっぱり外に出たときに職員さんがあれば、ちょっと目視でもしてもらえれば随分違うんじゃないかなと思いますので、よろしくお願ひします。

石引委員長
木村交通防犯課長。

木村交通防犯課長

この件を受けてということではないんですが、住民自治組織の連絡協議会の総会場でお願いをさせていただくと、あとは申請に来られた方に、必ず申請された場所ばかりでなく、これまでの箇所もお願いしたいということで徹底しております。また、今度市内一斉清掃なども地域の方が表に3回出られますので、その際にも見ていただくような働きかけはしていきたいなということで考えております。

以上です。

石引委員長
ほかにありませんか。

【な し】

石引委員長
別にないようですので、採決いたします。
報告第1号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

石引委員長
ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。
以上で当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。
これをもちまして、環境生活委員会を閉会いたします。